

募集にあたり、1部屋につき複数申込が発生した場合には、管理会社規定の厳正なる抽選方法により入居申込優先順位を決定させていただきます。

横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅は横浜市内に在住又は在職で満60歳以上の方が対象の家賃補助付公的賃貸住宅です。

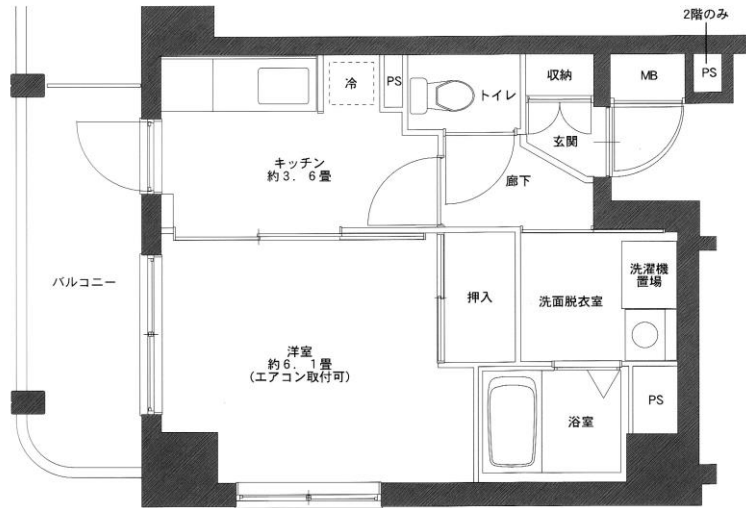
空室募集のご案内

■ 募集物件建物概要 ■						
名称	クレインティアラ横浜					
所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰2丁目62番25号					
交通	相模鉄道線「鶴ヶ峰」駅徒歩2分					
構造	鉄筋コンクリート造7階建					
築年月	平成19年8月築					
■ 募集物件概要 ■						
総戸数	総戸数22戸(高齢者優良賃貸住宅20戸募集1戸)					
今回募集戸数	1戸					
賃料価格帯	72,000円					
共益費等	6,000円/月(全戸共通) その他月額400円					
受付期間	随時募集中					
資格有効期間	*****					
■ 賃料例 ■ ※契約賃料に対して収入区分の負担率の割合によって入居者負担額が決定します。						
部屋番号	家賃	収入区分	負担率	入居者負担額	共益費	支払額合計
301	72,000	1	60%	43,200	6,000	49,200
		2	68%	49,000	6,000	55,000
		3	74%	53,300	6,000	59,300
		4	79%	56,900	6,000	62,900
		5	86%	62,000	6,000	68,000
		6	93%	67,000	6,000	73,000
		補助なし	100%	72,000	6,000	78,000
■ 資格審査について ■						
<p>提出していただく書類及び日時については別途ご案内致します。審査書類は一切返却いたしませんので予めご承知おきください。空室予定となりご案内された方は次の書類を資格審査書類提出期限迄に提出ください。</p> <p><資格審査基本必要書類> ※該当年度は随時ご案内致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税課税証明書(内訳のあるもの) ・源泉徴収票(対象者) ・確定申告書(控)(税務署印のあるもの等で指定したもの) ・住民票(入居予定者全員のもので記載事項<続柄>の記載されているもの) ・その他必要とする書類(仮当選者の方により異なります。) <p>※審査内容により追加書類をご案内させて頂く場合があります。</p> <p>※補助金利用可能期間は令和9年7月末までとなります。その後は通常の賃料額にもどりますため、満額賃料のお支払いを見越してお申し込みをご検討ください。</p>						
<p>【お問合せ先・管理会社】 システムハウジング株式会社 TEL045-742-1000</p>						

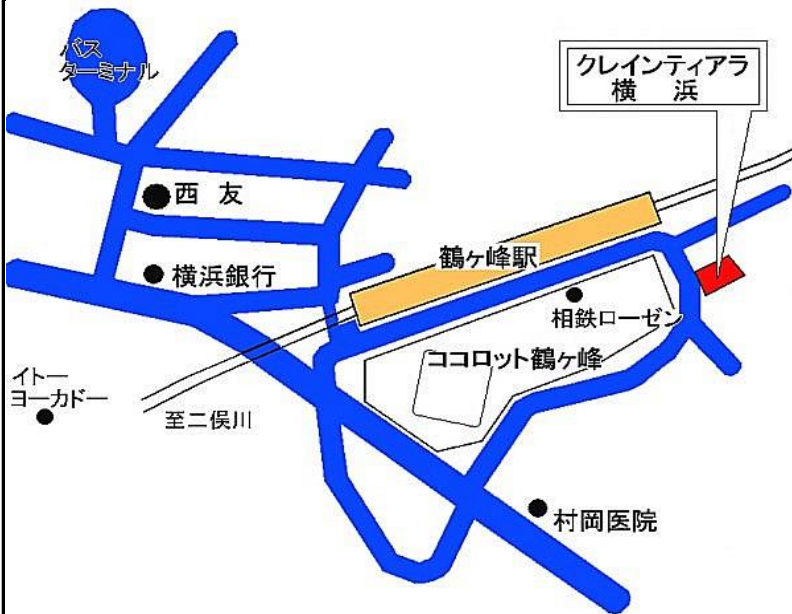


1K

専有面積/31.19㎡ Aタイプ



■ 現地地図 ■



■ お申込みからご入居まで ■

申込受付期間

随時お電話にて受け付けております

申込方法

郵送又はFAX、来店申込受付

内見

現地内見していただきます

資格審査

審査書類をご用意いただき、入居審査をおこないます

賃貸借契約・引き渡し

ご契約・ご入居開始

■横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅制度とは■

高齢者の方が安心して暮らせるように、「横浜市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づき建設された高齢者向けの民間賃貸住宅で、横浜市の指定する管理業務者(特定管理法人)が、募集、管理の委託を受け、公的賃貸住宅として供給されるものです。

■横浜市高齢者向け優良賃貸住宅の特徴

- ★高齢者に配慮したバリアフリー仕様です
- |住戸内の段差を解消して、玄関やトイレ、浴室、共用廊下などには手すりを設置しています。
- |また、共用部分の床は滑りにくくしてあります。
- ★事故や急病などに備えての緊急通報システムが設置されています。
- |緊急時対応サービス(※1)で、万一の事故や急病などの際には、緊急通報システムの通報を受けて生活援助員や緊急要員が駆けつけ、一次対応や医療機関等への連絡を行います。
- ★建物内の生活相談室が設置されています
- |生活援助員派遣サービス(※2)により、生活援助員の方が定期的に訪問し、入居者の安否確認、また生活相談室で生活相談やアドバイスなどを行います。
- ※1,2 緊急時対応サービス、生活援助員派遣サービスは生活支援サービスの基礎サービスとして提供されるものです。
- ★家賃負担を軽減するため、一定の収入までは家賃の一部が補助されます
- |入居する方の収入に応じて、横浜市と国による家賃減額補助の制度(※3)があります。
- |家賃補助額は、年1回家賃補助申請をしていただき、世帯月収額に応じて決定されます。
- ※3 詳細は家賃補助と入居者負担額をご参照ください。

■募集する家賃等の費用と入居者負担額について■

【家賃・敷金・共益費等】

■家賃

家賃はご入居後、公租公課、近隣の家賃、物価その他経済事情の変動に応じて改定することがあります。

■敷金

敷金は家賃の3か月分となり、家賃の見直しがあった場合は敷金も改定されます。

なお、敷金は補助の対象にはなりません。また、利息はつきません。

■共益費

共益費は入居者負担額と同様に毎月、お支払いいただき、住宅の共用部分の電気料、電球管代、水道代、清掃業務費、植栽剪定費、共用設備の保守点検費、その他共用施設の維持管理に要する費用として使用します。共益費の額は入居後、物価の変動や人件費の高騰、収支状況に応じて改定することがあります。

なお、共益費は補助の対象となりません。

■火災保険

ご入居の際は当社指定の火災保険に加入していただきます。

1K 30㎡台 18,000円(2年間)

※本物件の賃貸借契約に伴う仲介手数料、礼金はございません。

【家賃補助と入居者負担額】

家賃負担を軽減するため、入居する方の収入に応じて、一定の収入までは横浜市と国により家賃の一部が補助されます。家賃補助の期間は、建物の管理開始(平成19年8月1日)から最長20年間(令和9年7月31日迄)です。家賃補助額は、年1回家賃補助申請をしていただき、世帯月収額に応じて決定されます。

※年に1回補助金決定のための所得調査を行いますので、所定の書類のご提出をお願い致します。

世帯月収額と収入区分			
世帯月収額		収入区分	負担率
0円	～	123,000円	第1区分 60%
123,001円	～	153,000円	第2区分 68%
153,001円	～	178,000円	第3区分 74%
178,001円	～	200,000円	第4区分 79%
200,001円	～	238,000円	第5区分 86%
238,001円	～	268,000円	第6区分 93%
268,001円	～		補助なし 100%

【所得調査時必要書類】

・家賃補助申請書 ・住民票 ・市県民税課税証明書

・その他審査に必要な書類

※所定書類を提出いただけない場合、補助金打ち切りとなり、通常の賃料のお支払いとなってしまいます。

●入居者負担額は収入計算後の世帯月収額により6段階の収入区分に分けられます。

なお、世帯月収額の基準額は見直しされる場合があります。

●収入等の報告(全世帯が対象となります)基準日の収入を基に、翌年1年間の入居者負担率が決定されます。当初入居日より1年間は所得区分の移行はありませんが、入居した年の基準日の所得調査により区分が移行した場合には、1年経過後から移行した区分が適用されます。

■生活支援サービスとは■

暮らしをサポートし、安心して生活いただくためのサービスです。基礎サービス(緊急時対応と生活援助員派遣サービス)は、全員にご利用いただけます。

●生活援助員派遣サービス(週1回以上)

生活援助員の方が、週1回以上生活相談室を訪れ、入居者を定期的に訪問又はご連絡し、入居者の安否確認や、生活相談を行います。

●緊急時対応サービス(365日24時間対応)

事故や急病等の際に、住戸内の緊急通報システムによる通報を受けて、生活援助員や緊急要員が駆けつけ、一次対応や医療機関等への連絡を行います。

■ 申込資格・契約条件・入居資格について ■

1. 申込者本人が満60歳以上で、自ら居住するためのものであること
※他人に貸したり、セカンドハウスとして利用することができません
2. 同居者がいる場合は、次のいずれかに該当すること
(入居資格を有する方以外は同居できません)
 - ①配偶者(以下の要件を満たす内縁関係及び婚約者を含みます) 年齢は問いません
 - 内縁関係の場合・・・住民票に「未届の夫」または「未届の妻」とある方。
 - 婚約中の場合・・・資格審査時にそのことを証明し、且つ鍵渡しまでに婚姻した旨の公的証明書(婚姻届受理証等)を提出できること
 - ②満60歳以上の親族(六親等以内の血族または三親等以内の姻族)
 - ③その他、次のいずれかに該当する方
 - 本人または同居者の介護を行う方(年齢、続柄は問いません)
 - 本人または満60歳以上の同居者が扶養している児童(満18才未満)
 ※同居者がありながら、不自然に別居して単身で申し込むことはできません。
 ※戸籍上の配偶者があり、離婚を前提として申し込む場合は次のいずれかに該当すること
 - ①入居手続きまでに離婚が成立する方(離婚が成立しない場合は、入居することができません)
 - ②申込時において、住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、且つ離婚の意思が確認できる方
(資格審査時に離婚の意思を確認する書類を提出する必要があります。)
 ※申込者及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
3. 本人または同居者が、横浜市内に在住または在勤していること
4. 入居にあたり、以下のいずれかの健康状態にあること
 - ①入居時に、自立した生活ができる健康状態の方
 - ②本人または同居者(自立生活ができる健康状態)の支援により日常生活を営むことができる方
 ※単身で日常生活に常時介護を必要とされる方でも、在宅介護の体制を確保することができれば入居資格が認められます。
5. 本人及び同居者に住民税の滞納がないこと
6. 連帯保証人と身元引受人を立てられる方(要件を満たせば同一人でも可)
 - 連帯保証人・・・原則として横浜市内に在住している親族
入居者の賃貸借契約に関する一切の債務を入居者と連帯して履行できる方
 - 身元引受人・・・入居者の身体状態に変化があった場合に適切な態勢が整えられ、契約終了時には入居者の身柄及び家財等を引き取れる方
7. 賃貸借契約時に緊急時の連絡先となる方を届け出ることができる方
8. 家賃の3か月に相当する敷金を指定する日にすべて納入できる方

お申込み・ご入居には、基準日・入居あつせん時に次の要件すべてを満たす必要があります(今回の申込基準日は申し込み日です)

■ 申込にあたっての注意事項 ■

- この空室募集は、システムハウジング株式会社が管理する横浜高齢者向け優良賃貸住宅「クレインティアラ横浜」の空室を決定するための募集です。
- お申込みの際は、この案内書及び現地をよくご覧になり、現地周辺の住環境や近隣の状況等を必ずご確認ください。また、現地周辺の住環境や近隣の状況等が変化する場合があります。
- 世帯の月収額や家族構成等は申込者のお申し出により受付致しますが、ご提出いただきます書類を審査した結果、入居資格がないと判明した場合は失格となります。充分ご確認ください。
- 申込者本人が入居しなくなった場合、申込後の家族の増減変更(出生、死亡を除く)は失格となります。
- お申込後のお部屋番号変更について、申込者確定段階において希望者がいない場合には変更できる場合がありますが、原則お申込みしたお部屋を変更することはできません。
- 婚約者とお申込みする場合は、お申込み後、婚約者が変わったとき、または期限(鍵引渡)までに婚姻届けの提出がない場合は失格となります。
- 申込者と受付票の記載が相違している場合は受付いたしません。
- 生活保護受給者の方は事前に各区生活支援課へ問合せください。
- その他、申込時、入居時において申込資格・契約条件・入居資格についての要件を満たさない場合も失格となります。
- 申込に関してご不明な点につきましては、システムハウジング株式会社までご連絡ください。
- お申込みにつきましては別添入居申込書をご記入いただき、郵送又はFAX、メール等にて、下記お申し込み先までお願い致します。来店によるお申込みも対応させていただきます。

■ 横浜市高齢者向け優良賃貸住宅 クレインティアラ横浜 お申込み先 ■

システムハウジング株式会社 〒232-0061 横浜市南区大岡2丁目14番1号
 TEL 045-742-1000 FAX 045-742-7500 HP: <http://www.system-housing.co.jp/>
 (営業時間) 月～土 10:00～17:30

■ 公開抽選会について ■ ※現在随時募集となります